

第六十八号議案

東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年東京都条例第七十号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号中「第三条第一項」を「次条第一項」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（研修の機会の確保）

第十三条の二 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能の向上を図るための研修の機会を、第三条第一項又は第三項の登録の有効期間内において一回以上確保しなければならない。

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第十三条の二の規定は、この条例による改正前の東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第三条第一項又は第三項の登録の有効期間の満了の日がこの条例の施行の日から令和三年三月三十一日までの間にある浄化槽保守点検業者については、当該登録の有効期間の満了の日までの間は、適用しない。

（提案理由）

浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第四十号）の施行に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に係る規定を設ける必要がある。